

# CLAIR REPORT No. 339

## 韓国近代教育政策

Clair Report No. 339 (June 23, 2009)

(財)自治体国際化協会 ソウル事務所



財団法人自治体国際化協会

CLAIR REPORT

CLAIR REPORT



102-0083

1-7

( )

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

はじめに

概要

<b>第1章 近代教育政策の背景</b>	<b>1</b>
第1節 過熱する私教育	1
1 学歴至上主義の社会	1
2 私教育費の概念と支出現況	2
3 政府の私教育費軽減政策	4
4 政府の私教育費軽減対策の結果	11
<b>第2章 高等学校平準化制度</b>	<b>13</b>
第1節 平準化制度とは	13
第2節 平準化制度の法的根拠	13
第3節 平準化と非平準化	15
1 平準化地域と非平準化地域における教育条件	15
2 平準化制度の問題点	19
<b>第3章 多様化する高等学校</b>	<b>21</b>
第1節 学校の種類	21
1 特殊目的高等学校	21
2 英才学校	23
3 特性化高等学校	23
4 自律学校	25
5 自立型私立高等学校	26
6 開放型自律学校	29
第2節 今後の改正案について	30
<b>第4章 大学入試制度</b>	<b>31</b>
第1節 大学入試制度の変遷	31
第2節 大学入試制度改革	32
1 大学入試完全自律化	32
2 今後の大学入試制度計画	32
3 入学査定官制	33

資料編

参考文献

はじめに

世界的な金融危機が叫ばれる昨今、韓国においても 2008 年の家庭の実質所得と消費が統計庁の統計作成後初めてマイナスを記録する中で、私教育費の支出規模は前年比 4.3% 増えたことが報告された。家計を切り詰めてでも子どもを塾に通わせるのが常識となっている韓国の教育事情とはどのようなものであるのか。

本稿ではここまで私教育熱が高まった原因と、それを緩和しようとする近代以降、政府が取り組んできた政策について取り上げた。

導入から 20 年以上続いている「高等学校平準化政策」も私教育熱の高まりと大きく関係している。公教育では足りない部分を塾等の私教育に依存して大学入学を目指す現状は、公教育のあり方の問題とともに、私教育に支出することができる富裕層と非富裕層との格差の問題にも繋がっている。

韓国にはソウルの東から西へと流れる漢江（ハンガン）という大きな川があり、川を挟んで北側を江北（カンブク）、南側を江南（カンナム）と呼ぶが、江南地区は教育特区と呼ばれるほど名門高校や塾が林立しており、学校進学のために江南地区に引っ越すという例も後を絶たない。それに伴い、80 年代以降不動産価格も高騰を続け、江南地区は富裕層が多く住み、子どもの教育に投資を行うという地域イメージが出来上がっている。

このように教育制度が学校間格差や所得格差、地域格差等と密接に関連していることから政府は格差を解消し、私教育費を節減するという目的で様々な政策を進めてきた。ひとつの政策が施行されると、政策の問題点を解消したり、補完したりする目的でさらに別の政策が作られるということを繰り返しながら現在に至っている。

本稿は、目まぐるしく変化を続ける韓国の教育関連政策のほんの一部を紹介するものであるが、入試制度を含め、様々な面で転換期にある韓国の教育体制について理解する上での一助となれば幸いである。

(財) 自治体国際化協会ソウル事務所長

## 概要

### 第1章

学歴社会であると言われる近代韓国において、勉強は学校だけであるものではなく、塾や家庭教師などの「私教育」を受けるのが当たり前、という風潮がある。第1章ではOECDの調査結果等をもとに具体的な数値を示しながら、韓国の私教育の実態を見るとともに、過度の私教育依存を緩和するために政府が行ってきた政策とその結果について述べる。

### 第2章

苛烈な入試競争を解消し、学校間の格差をなくすべく1974年から導入された「高等学校平準化制度」は、学校毎に個別の入学試験を行わず、定められた学校群毎に選抜試験あるいは中学校での内申書の成績をもとに合格者を決めた後、抽選により高等学校に学生を配分する制度である。導入から20年以上経つ現在まで賛否両論が繰り返されながらも続いてきているが、学生の学校選択権を制限する等問題点も多い。

### 第3章

前章で述べた平準化制度により学校間格差は縮まったが、学校内の格差はむしろ広がる結果となり、優秀な学生の学力が低下し、全体的に「学力の下向平準化」が進んでいると言われる。このような平準化制度による弊害をなくし、制度を補完するために政府は学校体制の多様化政策を推進してきた。本章では高等学校の多様化政策について詳しく述べる。

### 第4章

学校体制の多様化に伴い、大学入試制度も年々変化している。特に近年は、「大学入試の完全自律化」(大学入試に関して大学が独自の裁量で行うこと)が進められており、大学の独自性を尊重したいとしながらも公教育の破綻を危惧し慎重論の政府と、先進的な入試制度を取り入れて大学独自で選抜を行おうとする一部大学との狭間で、学生はどのように準備を進めれば良いのか混乱を余儀なくされている。

## 第1章 近代教育政策の背景

### 第1節 過熱する私教育

#### 1 学歴至上主義の社会

韓国の教育熱を象徴する新造語がある。「キログアッパ」、キログとは鳥の雁のことで、アッパはお父さんを意味する。子供の早期海外留学が増える中、母子を海外に送り、自分はひとり韓国に残り仕送りを続ける父親を、孤独を象徴する鳥でもあり、パートナーと離れ離れになっても1匹で最後まで子育てをする習性を持つ鳥である雁に例えた言葉だ。

次の表1～4でもわかるように韓国の進学率は非常に高く、特に高等教育（大学）への進学率は世界でもトップレベルである。また、一般政府総支出のうち教育支出が占める割合も非常に高い。

現在の韓国は学歴社会であると言われており、学生の入試競争に始まり、就職のための学歴詐称などが社会的な問題となっている。良い学校に入ることが、良い就職につながり、その後の人生を決定付けるという考えから、学校選びとその学校に入るための入試にすべてをかける風潮があり、そのためには学校の勉強だけでは足りず、学校以外での勉強、すなわち私教育<sup>1</sup>を受ける子どもが多く、私教育熱は高まる一方である。

【表1】義務教育後中等教育（全日制）への進学率

	2006年	2007年
韓国	99.1%	98.7%
日本	94.3%	94.2%

進学率=義務教育後中等教育第1学年への進学者数又は在学者数÷義務教育修了者数又は該当年齢人口

日本：義務教育年限9年（6～15歳）。高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校（高等部）の本科・別科並びに高等専門学校への進学者。

韓国：義務教育年限9年（6～15歳）、普通・職業高等学校への進学者。

出典：「教育指標の国際比較 平成21年版」文部科学省

【表2】高等教育への進学率

	2006年	2007年
韓国	102.4%	101.6%
日本	53.2%	54.6%

進学率=高等教育機関入学者数÷該当年齢人口

日本：該当年齢18歳。大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者。該当年齢以外の進学者を含む。

韓国：該当年齢18歳。大学、教育大学、専門大学、産業大学、技術大学への進学者。該当年齢以外の進学者を含む。

出典：「教育指標の国際比較 平成21年版」文部科学省

<sup>1</sup> 韓国語では「課外」というが、本稿では内容に合わせて一部「私教育」と訳した

【表 3】教育への投資

	就学前教育	初等～高等教育	高等教育段階	対 GDP 比
韓国	2,426 ドル	6,212 ドル	7,606 ドル	4.3%
日本	4,174 ドル	8,378 ドル	12,326 ドル	4.9%
OECD 平均	5,254 ドル	8,553 ドル	15,559 ドル	5.8%

出典：「図表で見る教育 2008」 OECD

※数値は 2005 年のもの

【表 4】公財政教育支出の対 GDP 比

	全教育段階	初等中等教育	高等教育	一般政府総支出に 占める割合
韓国	4.3%	3.4%	0.6%	15.3%
日本	3.4%	2.6%	0.5%	9.5%
OECD 平均	5.0%	3.5%	1.1%	13.2%

出典：「図表で見る教育 2008」 OECD

※数値は 2005 年のもの

## 2 私教育費の概念と支出現況

### (1) 私教育費の概念

「私教育」の定義は、広義には学生が学校内外を問わず正規授業以外に受けるあらゆる教育サービスを指し、狭義には学校外で受ける教育サービスのみを指す時もある。また、さらに狭い意味で捉えれば、学校外で受ける教育サービスのうち、特技や趣味を深める、いわゆる「習い事」を除外した学校教科を補充する目的の教育サービスを意味することもある。

本稿では、教育科学技術部が統計庁と共同で実施した「2008 年私教育費調査」で「私教育費」の範囲に含めているものを私教育の定義とする。

「2008 年私教育費調査」では私教育費を次のように定義している。

- ・私教育費（初・中等学生の学校外補充教育費）
- ・塾、個人及びグループ家庭教師、学習誌<sup>2</sup>、有料インターネット及び通信講義

### (2) 私教育費の支出現況

教育科学技術部では統計庁と合同で、2007 年から<sup>3</sup>毎年私教育費の調査を実施している。

「2008 年私教育費調査」は全国の小・中・高等学校 273 校の児童・学生の保護者約 34,000 名を対象に年 2 回（6 月：3～5 月支出分、10 月：7～9 月支出分）実

<sup>2</sup> 問題集の購入のみのような場合は除外

<sup>3</sup> 2006 年までは不定期に行われており、調査対象や私教育費の定義もまちまちであった

施された。その結果、学生 1 人当たりの月平均私教育費は、23 万 3 千ウォンで 2007 年の 22 万 2 千ウォンより 5.0%増加した反面、参加率と参加時間は減少したことがわかった。

また、月平均私教育費支出は一般系高等学校（24 万 9 千ウォン）が最も高く、私教育参加率は小学校（87.9%）が最も高かった。

地域別に見ると、ソウルが邑面<sup>4</sup>地域より約 2.4 倍支出が多く、参加率も約 1.2 倍高いという結果であった。

【表 5】私教育費規模、参加率及び参加時間

区分		小中高	小学校	中学校	高校		
		全体				(一般高)	(専門高)
総私教育費 (億ウォン,%)	2007 年	200,399	102,098	56,120	42,181	38,655	3,526
	2008 年	209,094	104,307	58,135	46,652	42,973	3,679
	増減率	4.3	2.2	3.6	10.6	11.2	4.3
学生 1 人当たりの月 平均私教育費 (万ウォン,%)	2007 年	22.2	22.7	23.4	19.7	24.0	6.7
	2008 年	23.3	24.2	24.1	20.6	24.9	6.9
	増減率	5.0	6.6	3.0	4.6	3.8	3.0
私教育費参加率 (%)	2007 年	77.0	88.8	74.6	55.0	62.0	33.7
	2008 年	75.1	87.9	72.5	53.4	60.5	30.3
	増減率	-2.5	-1.0	-2.8	-2.9	-2.4	-10.1
1 週当たり平均私教 育参加時間 (時間,%)	2007 年	7.8	8.9	8.9	4.5	5.2	2.5
	2008 年	7.6	8.9	8.4	4.4	5.1	2.2
	増減率	-2.6	0	-5.6	-2.2	-1.9	-12

出典：「2008 年私教育費調査結果」統計庁

【表 6】地域別月平均私教育費及び参加率

区分	学生 1 人当たり月平均私教育費 (万ウォン,%)			私教育参加率 (%)		
	2007 年	2008 年	増減率	2007 年	2008 年	増減率
全国	22.2	23.3	5.0	77.0	75.1	-1.9
ソウル	28.4	29.6	4.2	80.6	79.1	-1.5
広域市	22.0	22.8	3.6	79.0	76.6	-2.4
中小都市	22.8	24.2	6.1	77.5	75.8	-1.7
邑面地域	12.1	12.5	3.3	66.4	64.0	-2.4

出典：「2008 年私教育費調査結果」統計庁

<sup>4</sup> 日本の市町村に相当する郡・市の下に置かれた下部行政単位



【表 7】教育支出における私費負担の割合

	私費負担全体	家計負担	その他
韓国	41.1%	29.6%	11.6%
日本	31.4%	22.0%	9.3%
OECD 平均	14.5%	—	—

出典：「図表で見る教育 2008」 OECD

※数値は 2005 年のもの

【表 8】就学前教育及び高等教育における私費負担の割合

	就学前教育			高等教育		
	私費負担全体	家計負担	その他	私費負担全体	家計負担	その他
韓国	58.9%	55.8%	3.1%	75.7%	52.1%	23.6%
日本	55.7%	38.4%	17.3%	66.3%	53.4%	12.9%
OECD 平均	19.8%	—	—	26.9%	—	—

出典：「図表で見る教育 2008」 OECD

※数値は 2005 年のもの

2003 年に韓国教育開発院が実施した私教育実態調査では、2003 年現在で小・中・高等学校の学生の平均私教育参加率は 72.6%であった。各級学校別に見ると小学校が 83.1%、中学校が 75.3%、一般系高等学校が 56.4%、実業系高等学校（現在の専門系高等学校）が 19.2%となっており、当時から私教育への依存度が高いことがわかるが、特に実業系高等学校における私教育への参加が大きく増えている。また、額面を見てみると、1 人当たりの私教育費支出額の平均は年間約 285 万 7 千ウォンで、月平均にすると 23 万 8 千ウォンとやはり現在と同じ程度の水準であったといえる。

2007 年に教育人的資源部（現 教育科学技術部）が発表した「2007 年私教育依存度緩和案」を見ると、小学生は主に英語、論述、芸術・体育系の私教育を受けており、中学生は主に特殊目的高等学校の入試準備として私教育を受けていることがわかった。特に、小学校 6 年生の保護者の 30%が子供の特殊目的高等学校進学を希望しており、特殊目的高等学校進学を希望する小学生の 94.2%、中学生の 87.6%が私教育を受けていることが報告されている。特殊目的高等学校については第 2 章で述べる。

### 3 政府の私教育費軽減政策

#### (1) 私教育費軽減政策の変遷

韓国で近代以降、実行されてきた主要な教育改革政策は、私教育費軽減のための政策であったと言っても過言ではない。韓国の過度の私教育費支出問題は単純に家計の経済的負担加重の問題を越え、学校授業など公教育に及ぼす影響も非常に大き

く、教育の偏重にも繋がるため、国家レベルで解決していかなければならない問題である。

政府の私教育費軽減政策は進学のための過度の入試競争と、それが引き起こす過度の私教育依存を緩和するための対策であるといえる。政府が私教育費軽減を目的として実施してきた入試競争緩和政策は大きく次の2つに代表される。

#### ア 中学校入試競争緩和：中学校無試験入学制度

1950年代末、韓国では小学校の就学率が爆発的に増加した。これにより1960年代末に増加した小学生の中学校進学が急増することになり、小学校卒業を控えた学生間で中学校入試のための競争が激しくなった。当時、国民学校（現在の小学校）では中学校入試の準備に重点を置くあまり教育課程が正常に実施されず、児童は中学校入試準備のための過度の学習に苦しめられ、学校外での学習にかかりきりになる傾向が甚だしかった。

このような現象が社会的問題として取り上げられるようになり、当時の政府はこの問題を解消し同時に中学校教育機会を拡大するための対策として、1968年7月15日に中学校無試験入学制度を発表した。

中学校無試験入学制度は中学校入試のための課外授業の根絶、保護者の私教育費負担軽減のための中学校入試制度の廃止、学群別推薦制による中学校入学実施などを主要骨子としたものだった。

この制度の導入により、中学校入学を希望する学生のほとんどが進学できるようになり、小学校からの苛烈な入試競争は大幅に緩和され、中学校進学率は急激に上昇した。しかし、中学校進学率の急激な上昇は必然的に苛烈な高校入試へと繋がっていった。そのため、今度は高校入試準備のための私教育熱が社会問題として台頭することとなった。

#### イ 高等学校入試競争緩和：高等学校平準化制度

中学校無試験入学制度により増加した中学生が、高校に入学し始めた1972年度からは、高校進学のための激しい入試競争が再び社会的問題として浮上した。当時、中学校無試験制度により、事実上、一流中学校がなくなった状況で保護者は高い社会的地位と良い職業を得るための最初の関門を一流高校への入学だと考えるようになった。

いわゆる「一流」高校に入学しようとする中学生の熾烈な競争は、過度の私教育依存現象を引き起こした。私教育への依存は家計の私教育費負担を増加させ、同時に学歴至上主義の社会的風潮を生み出した。

1973年6月、文教部（現 教育科学技術部）はこのような状況を解決するための対策の一環として、入試制度研究協議会の研究結果を土台とし「高校平準化」という高校入試制度改革案を発表した。高校平準化制度は高校入試制度の改革を中心とするもので、中学生が学群別に高校を志願し、抽選で学生を各学群内高校

に配分する方式を新しく採択した。高校平準化制度については第2章で詳しく述べる。

## (2) 私教育禁止政策

### ア 7.30 教育改革措置

1980年、国家保衛非常対策委員会は行き過ぎた私教育への依存を解消するために「教育正常化及び過熱私教育解消対策」を発表し、大々的な教育改革を断行した。この改革は、長期的な教育政策、社会政策及び汎国民的な私教育追放キャンペーンとして策定された。一部ではこの改革が教育的目的よりも当時の軍事クーデター勢力が政権篡奪を狙い民心を掴むために作ったものであるとか、大学生のデモ防止のため施行されたものであるとかいった批判もあるが、政策当局で私教育依存解消のための具体的な作業をしていたという点や、国家保衛非常対策委員会が当時、韓国教育開発院で研究した「学校教育正常化のための過熱私教育解消案」を基礎とし、行き過ぎた私教育を解消しようとしていたという点から見れば、政治的目的だけであったとはいえない。

7.30 教育改革措置により 1980年8月1日から私教育が全面的に禁止されたのだが、すべての私教育が禁止対象であり、芸術・体育等の実技の教習や趣味活動のための教習行為も登録を終えた後にのみ可能であった。私教育禁止措置は「私設講習所に関する法律及び施行令」を根拠とし、政府はこれを強力に推進するため、私教育取締班を編制・運営し、不法な私教育を取り締まった。

### イ 私教育禁止措置の変更・補完政策

#### (ア) 私教育禁止措置の漸進的緩和

第6共和国<sup>5</sup>に入り民主化運動が展開される中で、私教育禁止措置を解除すべきだという意見が強まった。私教育禁止を反対する理由は、補充学習機会の法的剥奪、大学生の家庭教師アルバイトによる学費調達困難などが挙げられた。

このような反対意見と私教育を許容することへの要求が強まるにつれ、政府は私教育禁止措置を徐々に緩和していった。

1981年には芸術・体育系、技術・技能系及び華道など趣味活動に対する私教育の教習を許可し、1982年には下位5%に該当する学習不振学生に対する補充授業を許可、1984年には高校3年生に限り、冬休み中に外国語塾を受講できるようになった。1989年からは原則的には私教育を禁止するが、部分的に解除する方向に骨格を修正し、その主要内容は、長期休暇中の塾の受講許可と大学生の非営利私教育（家庭教師）許容などであった。政府は法的根拠として1989年3月と6月に「塾の設立・運営に関する法律」を改正し、1990年12月まで3度の改正を通じ、法的体制を整備した。

---

<sup>5</sup> 1987年～現在までを第6共和国期という

また 1991 年 7 月には小・中・高校生の塾受講期間の決定を市・道教育監<sup>6</sup>に委任し、在学生在学期中も塾で受講できる道を開き、1992 年 8 月には外国語学院、考試学院、暗算・珠算学院も完全に許容した。

#### (イ) 私教育禁止措置の補完政策（補充授業・自立学習・教育放送）

##### a 補充授業・自立学習

学校内補充授業は私教育禁止措置として全面廃止されたが、1982 年から学習不振学生の補充授業を許可し、1988 年には全面復活することとなった。同時に学生の自主的な補充授業を行うため、放課後自習室を開放するなど、学校外私教育を学校内へと吸収しようと努力した。しかし学校内補充授業と自立学習は本来の意図を十分に達成できず副作用を招いたという指摘を受け、以後再び廃止されることになった。学校内の補充学習が学習不振者に対する補充学習や深化学習というよりは、大学入試準備のため教育課程を前倒しで履修したり、すべての学生が単に正規授業の延長として受講したりすることで、むしろ学習不振者の補充教育を阻み、教師の負担を増やすという問題が続出したためである。これにより政府は 1999 年から中・高校生の補充授業及び自立学習を再び段階的に廃止し、2001 年には中・高校の全学年の補充授業と自立学習を完全廃止した。

##### b 教育放送

教育放送の拡大実施は私教育禁止措置を補完するための代表的な政策だと言える。政府は教育放送の運営を改善しようと、放映時間と対象科目を増やし、1981 年からは教育専用放送（KBS<sup>7</sup>第 3 TV と FM 教育ラジオ放送）を実施した。

教育放送は 1974 年に放映が開始されて以来、制作と編成・送出が別々に運営されてきた。例えば 1980 年から実施されてきた TV 高校教育放送の場合、放送プログラムは韓国教育開発院、編成・送出は KBS が担当した。TV 高校家庭学習放送は過度の私教育依存解消を目的に 1989 年から実施されており、1990 年 12 月 27 日には「韓国教育放送（EBS）」が開局され、当時、文教部（現 教育科学技術部）長官名義の無線局の許可を受け、文教部が運営権を持ち、制作は韓国教育開発院で担当する体制をとった。以後、教育放送は「韓国教育放送院法」により韓国教育開発院から独立した形で、教育人的資源部（現 教育科学技術部）の指揮、監督を受けて放送を編成・送出しており、2000 年からは公社化され、韓国教育放送公社として独自の地位を確保している。これ以外にも地上波 TV 教育放送とは別途に 1995 年からケーブルテレビの教育専門チャンネルを中心に大学入試のための有料教育放送が制作・放映されている。

#### ウ 私教育禁止違憲判決と私教育全面許可

<sup>6</sup> 日本の教育長にあたる

<sup>7</sup> 韓国放送公社

(ア) 違憲判決から全面許可へ

2000年4月27日、憲法裁判所が、私教育を禁止している「学院の設立及び運営に関する法律」第3条及び第22条第1項第1号に対する違憲判決を出し、7.30教育改革措置以後、漸進的に緩和されてきた私教育禁止措置は全面解除された。

この判決により国会は、私教育の申告制を骨子とした「学院<sup>8</sup>の設立・運営に関する法律」を改正し、2001年4月7日本会議で「学院の設立・運営及び課外教習に関する法律」として改正した。

教育人的資源部（現 教育科学技術部）は私教育全面許可による副作用を最小化するために、学院または教習所以外の場所で教習料を取って課外教習をしようとする者は住所地管轄の市・郡・区教育庁に教育内容を申告しなければならない制度を設けて、私教育全面許可による法外な授業料の搾取の防止や、学生・保護者の個人教習者に対する信頼感形成、安くて信頼できる私教育の実現を目指した。

(イ) 私教育から公教育へ

a EBS 修能講義

EBS 修能<sup>9</sup>講義は「2.17 私教育費軽減対策」で発表された10大推進課題のうち核心的な短期課題として2004年4月1日、放送及びインターネットサービスを始め、以来現在まで続いてきている政策である。放送開始初期、EBS 修能講義は大学入試の関連出題をするなど全国民の関心とマスメディアの注目を一気に集め、教育人的資源部（現 教育科学技術部）及び市・道教育庁にとっても積極的支援の対象だった。

2007年3月20日に発表された「3.20 私教育対策」では2007年4月にEBS 英語専用放送を実施することが発表された。

EBS 修能講義は学生だけでなく、塾経営者にも大きな影響を与えた。放送開始後、全国的に1万2千名余りが接続するなど、EBS 修能講義に対する関心が高まるや、一部の塾ではEBS 修能補充講座を開設するなどEBS 修能講義に適応しようとした。

放送が実施された2004年4月から2006年2月まで計6回のEBS 修能講義に対する調査研究（2006年）においても、利用率は2004年（71.7%）以後、2005年5月には減少（59.3%）したが、2005年9月が64.7%、2006年2月が84.8%と、再び増加し、主要利用媒体としてはインターネットが利用されていることが報告された。また学生の多くが、EBS 修能講義により私教育費が減ったと感じていることも報告され、EBS 修能講義が公教育の活性化に繋がっていると評価された。

b 放課後学校プログラム

私教育を公教育体制の中へ吸収するためのさらにもう一つの案として「2.17 私

<sup>8</sup> 日本の「塾」を意味する

<sup>9</sup> 日本のセンター試験にあたる大学修学能力試験

教育費軽減対策」以後、政府が力を入れて施行してきたものが放課後学校プログラムである。

放課後学校プログラムは、学生の創意性等を涵養するための教育プログラムとして放課後教育活動を導入・実施することを制限した、1995年教育改革委員会の第1次教育改革方案報告書にさかのぼる。

同報告書によると、教育人的資源部（現 教育科学技術部）は1996年2月「放課後教育活動活性化方案」により学校で放課後教育活動を施行することにしたのだが、この時の「放課後教育活動活性化方案」は学校で義務的に行われる補充授業を廃止し、学校の外で行われる私教育を学校の中で安く受けられるようにするために作られたものである。以後「放課後教育活動」は1999年2月4日に再び「特技・適性教育活動」という名称に変更して実施されたが、これは特技・適性教育という放課後教育活動の趣旨が入試準備のための補充授業及び自主学習へと変質することを防止するためであった。

しかし、私教育費が依然として増加するのに従い、教育人的資源部（現 教育科学技術部）は、2004年「2.17 私教育費軽減対策」を発表し、私教育に対する需要を公教育体制内へ吸収するための主要な私教育費軽減対策を提示し、特技・適性教育として行われていた放課後教育活動に教科補充授業を再び積極導入することにした。また保護者が共働き夫婦であるなど、私教育の需要が大きな小学生低学年のため、既存の「放課後教育活動」を大きく変化させた「放課後学校」を導入・推進するための研究・モデル学校を運営し始めた。2005年度に48校の研究モデル校が運営され、2006年度に全国で280校の教育人的資源部（現 教育科学技術部）及び教育庁のモデル学校が運営され、2006年12月には全国のほとんどの学校（98.7%）で放課後学校が運営されるに至った。現在運営されている放課後学校の類型を見ると、小学校の場合、特技・適性プログラムが多く実施されており、上級学校においては教科プログラムが多く実施されている。

【表9】私教育軽減対策の変遷過程

時期	施行内容
入試対策推進期	
1968.7.15	中学校無試験入学政策
1973.2.28	高校平準化政策
私教育禁止時期	
1980.7.30	7.30 教育改革措置によるすべての私教育禁止
1980.8.7	私教育取り締まり指針施行、一斉私教育禁止、卒業生に限り私設塾受講許容
1980.8.27	学校内の芸術・体育系集団実技指導許容
1981.3.30	学習資料と関連した類似課外教習行為規制
1981.4.13	課外教習制限、学習誌、試験誌、録画テープ販売禁止

私教育禁止措置の変更・補完時期	<p>1981.7.14 芸術・体育系、技術・技能系、弁論、華道に限り在学学生塾受講許容</p> <p>1983.8.12 語学系、試験系、認可塾 大学生受講許容</p> <p>1984.1.6 学習不振学生（下位 5%）補充授業許容</p> <p>1984.4.10 高校 3 年生冬休み中の私設外国語塾受講許容</p> <p>1988.5.6 学校補充授業復活</p> <p>1989.6.16 小・中・高校生に限り一定期間塾受講許容</p> <p>1989.6.22 大学生の小・中学生に対する家庭教師許容</p> <p>1991.8.15 小・中・高校生の学期中の塾受講許容</p> <p>1991.7.22 小・中・高校生の夏休み中の塾受講許容</p> <p>補充授業運営学校長に一任</p> <p>小・中・高在学学生の長期休暇中の塾受講許容</p> <p>大学生の非営利的家庭教師許容</p> <p>在学学生の学期中の塾受講許容権 市・道教育監に委任</p> <p>1992.7.30 高校補充授業 希望者に限り実施</p> <p>1992.8.9 入試塾 長期休暇中受講許容</p> <p>1993.8.20 幼稚園、小・中学生 国・英・数 課外授業禁止</p> <p>1993.10.3 中学生塾受講全面許容、幼稚園、小学生塾禁止</p> <p>1995.4.10 小学生受益者負担の放課後英語クラス授業許容計画</p> <p>1995.8.4 塾の設立・運営をすべて登録制に一元化</p> <p>塾の設立・運営登録事務を市・道の条例で定めることに</p> <p>1996.3.1 小・中・高校生の学期中の塾受講許容</p> <p>大学生の小・中学生に対する家庭教師行為許容</p> <p>1996.4.9 保護者の私教育費軽減のための小・中・高校内課外授業の活性化法案発表</p> <p>1996.12.29 不法私教育対策検討（校内課外授業の活性化、水準別移動授業拡大など）</p> <p>1997.7.31 過熱私教育緩和及び私教育費軽減対策発表</p> <p>1997.8.25 衛星教育放送実施</p> <p>1998.8.12 学校内補充授業と自立学習の段階的廃止案発表</p>
私教育全面許容後	<p>2000.4.27 私教育全面許容（「塾の設立・運営に関する法律」に対する憲法裁判所の違憲決定）</p> <p>2001.4.7 「塾の設立・運営に関する法律」を「塾の設立・運営及び課外教習に関する法律」へ改正</p> <p>2001.7.8 個人家庭教師申告制実施</p> <p>2004.1.16 深夜教習及び寄宿型塾など禁止</p> <p>2004.2.17 私教育費軽減総合対策発表</p> <p>2007.3.20 私教育依存度緩和方案発表</p>

#### 4 政府の私教育費軽減対策の結果

これまで政府がおこなってきた対策は大きく分けて4つ、入試競争緩和、私教育禁止、公教育の充実、低所得層支援であるが、政府の政策に対する評価は否定的なものが多い。

##### (1) 入試競争緩和政策

2002年度に実施された新しい大学入試制度は入試競争の大幅な緩和と大学の学科別特性を考慮した学生選抜を目標に、入学選抜要素別に多段階選抜を実施する修能総点制を廃止し、等級制を導入するなどの大々的な改革を導入した政策であったが、これもやはり修能の難易度調節に失敗、順位表示がないことなどによる混乱、随時募集による高校教育運営の不統一など制度の限界を見せた。

##### (2) 私教育禁止政策

1980年の7.30教育正常化方案により実施された私教育禁止政策は、施行初期から法の目をかいくぐり私教育が行われるなどの副作用が続出し、政策の不当性と違憲性が論議され、結果的には私教育禁止措置に対する違憲判決により政策が撤回された。

私教育を法的に禁止したこの政策は全く効果がなかったわけではない。法の施行により大多数の保護者は子供に私教育を受けさせられなくなったため、私教育費は確実に軽減した。しかし、私教育禁止措置下においても相当数の人が取り締まりを避けて塾講師及び現職教師の課外教習を受けたり、高額な課外教習が盛行したりするなど根本的に私教育需要が根絶されたわけではなかった。

##### (3) 公教育内実化政策

私教育に対する需要を公教育へ吸収しようとする補充授業を始めとする政策は、実質的な効果を生まなかったため、それに代わり導入されたのが前述した放課後学校プログラムである。放課後学校プログラムに対する評価は、学生・保護者ともに過半数が全般的に満足しているという調査結果が出ており、また、所得水準が低い家庭ほど放課後学校プログラムによる私教育費負担の軽減効果が大きく現れた。

しかし、放課後学校プログラムは、過度の私教育依存を緩和するためという韓国の特殊な教育事情を背景に誕生したものであるため、教育目標や内容、教育対象が明確に規定されないまま試験運営されている状態である。また、学校が外部に委託してプログラムを運営する場合、どのような団体を選定し、どのように管理するのかも問題である。

##### (4) 低所得層支援政策

政府は低所得層の不利益を防止するための対策として、EBS教育放送や衛星TVを通じた課外放送など低所得層に対する支援にも重点を置いた。これらの政策は私



教育費の軽減、地域間格差の解消などに一定の効果があったとされているが、放送は画一的であるため個人の能力に合わせることはできず、一部の学生にしか効果がないといった意見や、短期的な措置でしかなく、長期的に見れば学校の授業に対する不信感を招くことに繋がりがねないといった意見もある。

## 第2章 高等学校平準化制度

### 第1節 平準化制度とは

韓国では1974年から「高等学校平準化制度」を導入し施行している。平準化制度とは簡単に言うならば、すべての高等学校を平準化する、つまり学校間格差をなくすことを目的とする制度である。学校毎に個別の入学試験を行って学生を選抜するのではなく、私立・公立関係なく定められた学校群毎に選抜試験あるいは中学校での内申書の成績をもとに合格者を決めた後、抽選により該当地域にある一般系高等学校に学生を配分する入試実施方法（以下、「抽選割り当て方式」という。）である。例えば、一定規模以上の地域で5,000人の一般系高等学校入学生を選抜する場合、試験あるいは中学校の内申書により5,000位までを決定し、その学生を対象にコンピュータ等による無作為抽選を行って、該当地域にあるすべての一般系高等学校に学生を割り当てる。

この制度は1974年当時の朴正熙大統領が、深刻な社会問題であった入試第一主義の中学校教育とそれに伴う公教育に対する不信感、過熱する学校外教育、浪人生の増加、学校間格差の拡大などを解決するため、ソウルと釜山で高校入試を廃止したことに始まり、入試第一主義の教育運営を正常化することで、国民の私教育費を軽減し、また、高校の序列化による学力至上主義を緩和するのに大きく貢献したと言われている。特に、入試の代わりに抽選割り当て方式により高校に進学できることで、中学生を受験戦争から解放し、余裕のある学校生活の中で健全な心身の発達を促すことを可能にしたといえる。

高校平準化制度は入試競争を解消することで、高等学校教育機会を拡充する役割も果たした。制度導入以前は、中学校卒業者の高等学校進学率は70%以下の水準にとどまっていたが、制度実施の翌年である1975年には中学校卒業者の74.7%が高等学校に進学した。1974年に67.6%であった進学率が1年で7.1%増加し、1980年には84.5%と急増している。

### 第2節 平準化制度の法的根拠

平準化制度の対象となる高等学校はいわゆる一般系の高等学校である。「初・中等教育法施行令」では高等学校を新入生の選抜時期により「前期学校」と「後期学校」に区分している<sup>10</sup>。「前期学校」は専門的な教育を目的とする学校で、学校毎に個別の選抜を行うことになっているため、平準化制度の適用を受けるのはそれ以外の「後期学校」である<sup>11</sup>。

また、平準化制度は全国で統一的に実施されているものではなく、「教育科学技術部令が定める地域」で「後期学校」を対象に適用されるものである<sup>12</sup>。「教育科学技術部令が定める地域」は下記の通りである<sup>13</sup>。

<sup>10</sup> 「初・中等教育法施行令」第80条

<sup>11</sup> 「初・中等教育法施行令」第77条、第82条

<sup>12</sup> 「初・中等教育法施行令」第84条第2項

<sup>13</sup> 「教育監が高等学校の入学選抜を実施する地域に関する規則」

- \* ソウル特別市
- \* 釜山広域市
- \* 大邱広域市
- \* 仁川広域市
- \* 光州広域市
- \* 大田広域市
- \* 蔚山広域市
- \* 京畿道水原市・城南市・安養市・富川市・高陽市・軍浦市・果川市及び義王市
- \* 忠清北道清州市
- \* 全羅北道全州市・益山市及び群山市
- \* 全羅南道木浦市・麗水市及び順天市
- \* 慶尚北道浦項市
- \* 慶尚南道昌原市・馬山市・晋州市及び金海市
- \* 済州特別自治道（従前の済州市一円に限る）

1980年代初めまで次々に拡大・適用されてきた平準化制度は1980年代に入り、制度の問題点や改善に関する論議が活発に行われ、1990年代には縮小の傾向を見せる。1990年には群山・木浦・安東が、1991年には春川、原州、裡里(益山)が、そして1995年には天安がそれぞれ平準化を解除し、平準化地域は一時14地域に減少した。しかし、群山・裡里(益山)地域は2000年に再び平準化に戻り、2000年、蔚山が新しく平準化地域として適用された。

絶え間なく賛否両論が繰り返されながらも平準化適用地域は少しずつ拡大を続けてきて、2008年に浦項が平準化適用地域となったことで、現在は29地域となっている。

【表10】年度別平準化適用及び解除地域

年	適用地域	解除地域
1974	ソウル, 釜山	—
1975	大邱, 仁川, 光州	—
1979	大田, 全州, 馬山, 清州, 水原, 春川, 済州**	—
1980	昌原	—
1981	城南, 原州, 天安, 群山, 裡里, 木浦, 安東, 晋州	—
1990	—	群山, 木浦, 安東
1991	—	春川, 原州, 裡里(益山)
1995	—	天安

2000	群山, 益山, 蔚山	—
2002	高陽, 富川, 安養, 果川, 義王, 軍浦, 城南(盆唐)*	—
2005	木浦, 順天, 麗水	—
2006	金海(長有面 除外)	金海(長有面)
2008	浦項	—

注 1) \* 2002 年城南市地域のうち盆唐区地域で平準化適用

注 2) \*\* 2007 年済州島行政区域変更により済州特別自治道の平準化適用地域は従前の済州島済州市一円に限定して適用

出典: 教育科学技術部教育福祉政策課(2008 年), 内部資料

### 第 3 節 平準化と非平準化

#### 1 平準化地域と非平準化地域における教育条件

高校平準化制度は教育機会の拡大・入試競争の緩和等を図ると同時に、すべての高等学校の教育条件を平等にするという目的も持っている。学校の施設、財政支援、教師及び学生の構成などを平等にして、どの高等学校で勉強しても教育的不利益を受けないようにしようとするものである。

ここで、教育科学技術部が「2008 教育統計分析資料集」の中でまとめている 2008 年平準化地域の教育条件比較表を見てみたい。

【表 11】年度別平準化/非平準化地域学校数、学生数、教員数

(単位:校, 人)

年	平準化地域			非平準化地域		
	学校数	学生数	教員数	学校数	学生数	教員数
2000	584	852,780	38,584	539	429,744	22,330
2001	593	806,275	39,128	547	413,057	22,887
2002	672	848,283	49,711	506	327,731	21,755
2003	691	848,227	51,185	525	329,881	22,303
2004	711	848,766	51,599	538	335,167	22,756
2005	750	889,721	53,875	525	320,607	21,654
2006	839	933,205	57,501	562	334,583	22,689
2007	794	945,419	56,580	546	346,212	22,844
2008	837	1,010,127	59,145	534	350,432	22,778

注) 一般系特殊目的高等学校, 代案教育分野特性化高等学校, 自立型私立高等学校は除外

出典：韓国教育開発院(2008), 教育統計データベース

【表 12】 設立別平準化/非平準化地域学校数, 学生数, 教員数

(単位: 校, 人)

区分	計	平準化地域			非平準化地域		
		計	国・公立	私立	計	国・公立	私立
学校数	1,371	837	430	407	534	349	185
学生数	1,360,559	1,010,127	513,918	496,209	350,432	232,563	117,869
教員数	81,923	59,145	30,617	28,528	22,778	15,119	7,659

注) 一般系特殊目的高等学校, 代案教育分野特性化高等学校, 自立型私立高等学校は除外

出典：韓国教育開発院(2008), 教育統計データベース

【表 13】 市道別平準化/非平準化地域学校数, 学級数, 学生数, 教員数

(単位: 校, 人)

地域	平準化地域				非平準化地域			
	学校数	学級数	学生数	教員数	学校数	学級数	学生数	教員数
全体	837	28,044	1,010,127	59,145	534	10,468	350,432	22,778
ソウル特別市	209	7,988	285,363	16,525	—	—	—	—
釜山広域市	86	2,574	92,696	5,517	—	—	—	—
大邱広域市	64	2,241	80,839	4,742	—	—	—	—
仁川広域市	74	2,347	83,162	5,001	—	—	—	—
光州広域市	44	1,280	47,389	2,692	—	—	—	—
大田広域市	44	1,378	48,863	2,881	—	—	—	—
蔚山広域市	33	997	38,718	2,085	—	—	—	—
京畿道	112	4,433	166,180	9,619	123	3,762	140,674	8,074
江原道	—	—	—	—	61	908	29,494	2,086

忠清 北道	19	574	20,965	1,121	27	492	16,185	1,007
忠清 南道	—	—	—	—	75	1,623	52,273	3,472
全羅 北道	38	1,031	34,450	2,211	30	368	9,956	869
全羅 南道	30	771	25,626	1,675	53	643	18,389	1,514
慶尚 北道	16	440	14,758	902	99	1,570	49,289	3,372
慶尚 南道	59	1,747	62,077	3,678	60	990	30,393	2,136
済州特別 自治道	9	243	9,041	496	6	112	3,779	248

注1) 一般系特殊目的高等学校, 代案教育分野特性化高等学校, 自立型私立高等学校は除外

注2) ‘—’ は該当資料なし

出典: 韓国教育開発院(2008), 教育統計データベース

【表 14】 平準化/非平準化地域教育条件比較

区分	全体	平準化地域	非平準化地域
学校当たり学生数(名)	992.4	1,206.8	656.2
学校当たり学級数(校)	28.1	33.5	19.6
学級当たり学生数(人)	35.3	36.0	33.5
教員 1人当たり 学生数(人)	16.6	17.1	15.4
学生 1人当たり 校地面積(m <sup>2</sup> )	24.9	19.6	40.2
学生 1人当たり 校舎面積(m <sup>2</sup> )	10.7	9.8	13.2
学生 1人当たり 冷房面積(m <sup>2</sup> )	5.1	5.0	5.6
学生 1人当たり 暖房面積(m <sup>2</sup> )	7.0	6.5	8.5
コンピュータ 1台当たり 学生数(人)	6.3	6.7	5.3
教員 1人当たり コンピュータ台数(台)	1.3	1.3	1.3

注1) 一般系特殊目的高等学校, 代案教育分野特性化高等学校, 自立型私立高等学校は除外

注2) コンピュータ 1台当たりの学生数=在学学生数/(教育用コンピュータ+教員研究用コンピュータ)

注3) 教員 1人当たりコンピュータ台数=教員用コンピュータ台数/教員数

出典：韓国教育開発院(2008), 教育統計データベース

【表 15】平準化/非平準化地域教員特性比較

区分	全体	平準化地域	非平準化地域
教員の平均学齢年数(年)	16.8	16.8	16.9
教員の平均経歴年数(年)	16.0	16.0	16.0
教員の平均年齢(歳)	41.1	41.3	40.6
女性教員比率(%)	43.7	44.3	42.2
期間制教師比率(%)	7.0	7.3	6.0

注) 一般系特殊目的高等学校, 代案教育分野特性化高等学校, 自立型私立高等学校は除外

出典：韓国教育開発院(2008), 教育統計データベース

【表 16】平準化/非平準化地域卒業者の卒業後進路比較

区分	全体	平準化地域	非平準化地域
卒業者(人)	406,087	305,109	100,978
進学者(人)	357,546	263,630	93,916
就業者(人)	3,279	2,020	1,259
入隊者(人)	227	129	98
無職/不詳(人)	45,035	39,330	5,705
進学率(%)	88.0	86.4	93.0
総就業率(%)	0.8	0.7	1.2
純就業率(%)	6.8	4.9	18.1

注 1) 進学率=(進学者数/卒業者数)×100

総就業率=(就業者数/卒業者数)×100

純就業率=[就業者数/(卒業者数-(進学者数+入隊者数))]×100

注 2) 一般系特殊目的高等学校, 代案教育分野特性化高等学校, 自立型私立高等学校は除外

出典：韓国教育開発院(2008), 教育統計データベース

これを見ると、学校当たりの学生数、学校当たりの学級数、学級当たりの学生数、教員 1 人当たりの学生数、すべて平準化地域が非平準化地域より多いという結果が現れており、教育条件としては劣る。しかしこのような結果が現れるのは、平準化が都

市地域を中心に拡大されてきた結果であり、非平準化地域の絶対的な優位として見ることはできないと教育科学技術部では分析している。

平準化地域と非平準化地域のどちらが中等教育の制度として適しているのか比較しようとしても、地域的条件の影響を多分に含むため、純粹に制度の比較をすることは難しい。

## 2 平準化制度の問題点

高校平準化制度は教育条件と環境が異なる高校を人為的に平準化するために、多くの問題点も生じている。抽選割り当て方式による学生選抜は、学習経験と学習能力の差がある学生をひとつの学校で教えることになり、学校間格差を縮めることはできても、ひとつの学校内の学生間格差はむしろ大きく開くことになる。また、実力ではなく運に左右される「抽選」という方法による選抜は、学生と保護者の学校選択権を制限することになり、それに対する不満の声も多い。2009年2月1日付の蔚山第一日報には「遠い高校に割り当て、不満爆発」と題し次のような記事がのっている。(一部抜粋)

「目の前に学校があるのにバス路線もない遠距離の高校に割り当てるとするのは学校に通うなということか」

先月30日、蔚山市教育局には、高校に入学する子を持つ保護者から近い学校や行きたい学校に割り当てられないことに対する不満の電話が相次ぎ、関連部署の仕事が麻痺しただけでなく、割り当てのやり直しを要求し抗議訪問した保護者と教育局の職員が大声でわめき合う事態まで起こった。

市教育局は毎年繰り返される高校割り当てに対する不満の訴えをなくすために来年から希望割り当て率を高めて、現行の単一学群を複数学群制にして調整する方針だ。

現行単一学群である蔚山市の場合、全体の40%である6,234名が学生の希望(第1志望20%、第2志望10%、第3志望10%)によってまず割り当てられ、残りの60%である7,408名は居住地と交通条件などを勘案し、平準化割り当て(強制割り当て・学生中心割り当て<sup>14</sup>30%、学生中心割り当て30%)がされた。

しかし、この過程で全体の20%である2,600名が自分の希望していない遠距離の学校に強制割り当てされ、学生と保護者の不満の声は大きい。

学校選択権の制限以外にも、優秀な学生の学力が低下しているといういわゆる「学力の下向平準化」なども問題としてあげられている。

このような問題解決のために、政府は平準化制度導入初期から継続して制度を補完する政策を行ってきた。教科別・水準別移動授業<sup>15</sup>の実施と科学高等学校の設置(1982年)、外国語高等学校の新設と科学高等学校の拡充を主要内容とする高等学

<sup>14</sup> 市庁から最も離れた所に所在する学生から順番に割り当てを行う方法

<sup>15</sup> 試験の成績によって班分けをし、それぞれのレベルに合わせて行われる授業



校体制の多様化政策推進（1990年）、「学群内先支援後抽選方式」<sup>16</sup>による学生選抜方式の改善（1996年）、高校設立準則主義導入による学校類型の多様化政策推進（1997年）、特性化高校の導入と特殊目的高校の拡大（1997年）、自律学校制度の導入（1999年）、自立型私立高校制度の導入（2002年）、開放型自律学校制度の導入（2006年）などがその代表的な例である。

これに伴い、最近では問題の根本的解決のため多くの政策が提案されている。平準化制度に捉われない多様な学校作りとともに新しい学校を設置して、教育需要者個々の教育欲求を充足させ、知識基盤社会が必要とする人材育成の基盤作りを模索しているところである。

次の節で述べる学校の多様化政策がその一例である。

---

<sup>16</sup> 定められた学群の中から希望する学校を志願し、その中から抽選割り当てを行う方式

### 第3章 多様化する高等学校

#### 第1節 学校の種類

韓国における学校体制の多様化政策は2つの方法で推進されてきた。ひとつは新しく学校を設立し拡大していく方法であり、もうひとつは一般系高校を新たな学校類型として指定し、拡大する方法である。前者の代表例は「特殊目的高等学校」と「英才学校」の設立政策であり、後者の例は「特性化高等学校」、「自律学校」、「自立型私立高等学校」、「開放型自律学校」の指定運営政策である。

##### 1 特殊目的高等学校

特殊分野の専門的教育を目的とする学校である。「初・中等教育法施行令」第90条により、市・道教育監が教育人的資源部長官と協議して一般系高等学校の中から特殊分野の専門的な教育を目的とする高等学校を指定・告示して運営することになっており、これを法的根拠として下記のような専門的教育と英才教育及び特殊才能教育を実施するため特別に設立・指定・告示できる高等学校である。

- ①機械・電気・電子・建設等工業系列の高等学校
- ②農業自営者養成のための農業系列の高等学校
- ③水産自営者養成のための水産系列の高等学校
- ④船員養成のための海洋系列の高等学校
- ⑤科学英才養成のための科学系列の高等学校
- ⑥語学英才養成のための外国語系列の高等学校
- ⑦芸術家養成のための芸術系列の高等学校
- ⑧体育専門家養成のための体育系列の高等学校
- ⑨国際関係または外国の特定地域に関する専門家養成のための国際系列の高等学校

特殊目的高等学校は、平準化制度が導入された1974年以後、芸術高校と体育高校の設立を初めとし、1982年に科学高校、1990年に外国語高校、そして1998年に国際高校の設立へと拡大されてきた。これ以外にも工業高校を含む一部実業系（現在は専門系という）高校が特殊目的高等学校として指定を受け、運営されている。

2007年現在129校あり、77,121人の学生が在学している。系列別に見ると、学校数は外国語系が最も多く、次に芸術系、工業系、科学系の順となっている。

【表17】市道別・系列別特殊目的学校数

区分	工業系	農業系	水産系	海洋系	科学系	外国語系	芸術系	体育系	国際系	計
ソウル特別市	2	—	—	—	2	6	5	1	—	16
釜山広域市	1	—	—	1	1	3	2	1	1	10

大邱 広域市	2	—	—	—	1	1	1	1	—	6
仁川 広域市	2	—	1	1	1	1	1	1	—	8
光州 広域市	—	—	—	—	1	—	1	1	—	3
大田 広域市	2	—	—	—	1	1	1	1	—	6
蔚山 広域市	1	—	—	—	1	—	1	—	—	3
京畿道	—	1	—	—	2	9	4	1	1	18
江原道	—	3	—	—	1	—	1	1	—	6
忠清 北道	1	1	—	—	1	2	1	1	—	7
忠清 南道	1	—	—	—	1	—	1	1	—	4
全羅 北道	3	1	—	—	1	1	1	1	—	8
全羅 南道	—	1	2	1	1	1	1	1	—	8
慶尚 北道	3	1	1	—	2	1	2	1	—	11
慶尚 南道	4	1	1	—	1	2	1	1	—	11
済州特別 自治道	—	1	—	—	1	1	—	1	—	4
合計	22 24,329	10 2,498	5 1,382	3 1,357	19 3,724	29 23,776	24 15,804	15 3,601	2 650	129 77,121

特殊目的高等学校は学生選抜、教育課程運営、教員人事など一定の部分において独自の決定権を持っている。学生選抜は学校別に行い、多くの場合、広域単位（広域市及び道単位、ただし工・農・水産・海洋系の場合は全国単位）で選抜しており、以前は選抜試験を行っていたが、1996年からは入試を目的とした過度の塾通いなどを防止して私教育費の負担を軽減するために、学校別選抜試験を廃止し、書類審査、面接及び口述試験、芸術関連の場合は実技試験により選抜している。

教育課程編成・運営においても、基本的には国家水準の教育課程を中心とするが、

一般学校とは違い専門教科を置き、特殊な才能を開発・育成することができるようになっている。教員人事に関しては一般高校と同じであるが、特例を適用して優秀な教師を招聘することができ、一定範囲内において学校長の権限で任用することができる。

## 2 英才学校

英才学校は生まれ持った才能と潜在力を啓発するために、特別教育プログラムが必要な子供を教育する学校である。現在、全国で科学英才学校が1校のみ運営されているが、法令上、分野の制限はない。ただし、「英才教育振興法」第6条に「国家は英才教育を実施するため高等学校課程以下の各級学校のうち一部の学校を指定して英才学校として運営したり、新しく英才学校を設立・運営したりすることができる」と定められており、今後、多様な分野の英才学校が設置・運営される可能性がある。

現在運営されている英才学校は釜山にある「韓国科学英才学校」1校のみである。この学校は1990年に釜山科学高等学校として出発し、2002年に科学英才学校として指定を受け、2005年に現在の名称に変更された。学年別16学級で構成されており、全学生数は423名（男子学生383名／女子学生40名；2008年8月現在）である。

教育課程は3年を原則とし、授業日数は1学期当たり16週で、正規学期のほかに夏休み、冬休み期間には季節学期を運営している。

教科課程は教科、研究活動、特別活動で編成・運営されているが、教科は一般教科と専門教科が必須、基本選択、深化選択に区分されており、研究活動は独自研究、現場研究及び学習、卒業論文研究などで編成されている。また特別活動は団体活動と奉仕活動で編成され、3年間それぞれ120時間以上履修するようになっている。また、学点（単位）制を実施しており、卒業するためには教科135学点以上、独自研究20学点以上、現場研究及び学習10学点、卒業論文研究5学点など総170学点を取得しなければならず、外国語能力試験基準も満たさねばならない。

この学校の教育課程の特徴は、個人の科目選択の幅が非常に広く、一人ひとりに合った課程を履修できるということだ。またPT (Placement Test) と AP (Advanced Placement) 制度<sup>17</sup>も取り入れており、優秀な学生は進度を早めたり、深化学習の機会を得たりすることができる。学生の関心と能力にしたがって学生主体の研究及び教育を行うことで、専門性と研究能力を培う教育を実施している点が大きな特徴である。

## 3 特性化高等学校

特性化高等学校は、「初・中等教育法施行令第91条」で「教育監は素質と適性および能力が類似した学生を対象に特定分野の人材養成を目的とする教育または自然

---

<sup>17</sup> PT：基礎学力の到達度をみる参考試験 AP：高校生が大学入学前に大学の単位を取得できる制度

現場実習など体験中心の教育を専門的に実施する高等学校(以下「特性化高等学校」という)を指定・告示できる」と定められており、大きく分けて、職業分野の特性化高等学校と代案教育<sup>18</sup>特性化高等学校の2つに区分される。

#### (1) 職業分野の特性化高等学校

職業分野の特性化高等学校は多様な学生の興味、素質、能力、適性に合わせて特定分野の職業教育を集中的に実施し、専門人材の早期養成を目的とするものである。

高校段階での職業教育体制を改善するために、実業系高校を多様化・特性化しようとして導入された制度であり、1996年、教育改革委員会から提示された案を基礎に、教育人的資源部で試行案を作り、1998年に釜山デザイン高等学校等4校を指定し、試験運営を開始、現在少しずつ拡大されてきている。

学生は全国を対象に選抜することができ、筆記試験は行わず、実技・適性検査・面接により選抜を行う。教育課程は国民共通教育課程以外は教育監の承認を受け、履修単位を調整することができ、教師は定員の1/3の範囲内で産学兼任教師<sup>19</sup>を任用することができる。また、自律学校として指定されれば、資格証を所持していない人でも学校長の権限により任用が可能である。

現在、教育人的資源部では政府部署と共同で産業技術人材養成のため、専門系高校の特性化を推進している。2007年から産業資源部と労働部では、機械、電子、e-biz<sup>20</sup>、自動車、造船、科学、鉄鋼、繊維、半導体、ディスプレイ分野の21校、中小企業庁では、製造業基盤技術と支援業種分野の29校、海洋水産部では、自営水産経営及び水産海洋産業分野の9校、特許庁では、発明による創業及び特許管理分野の実務人材養成分野の4校、その他、国防部で10校、農林部で10校、情報通信部で5校、文化観光部で2校を公募で選定し、学校、教育庁、政府関連部署が特性化高等学校をさらに発展させるための政策を共同で推進している。これにより今後、特性化高等学校では実際の産業現場からの要求に合わせた教育を実施し、政府とともに学生の就業と進路の開拓に力を入れていくものと見られる。

#### (2) 代案教育特性化高等学校

代案教育特性化高等学校は通常の学校に適応できず、制度的な教育を拒否する学生を対象に、道德教育、労作教育<sup>21</sup>などを実施する学校を言う。現在日本で行われている適応指導教室やフリースクールに近い形態である。

代案教育特性化高等学校は、2005年に法制化され、現在は正規の学校体制のひとつである。一般的に代案教育特性化高等学校のような学校は、日本のフリースクールと同様に正規の学校ではなく、正規の学校に代わる学校類型であり、生涯学習の

---

<sup>18</sup> 公教育制度の問題点を解消することを目的とした従来の学校教育とは異なる教育制度

<sup>19</sup> 産業分野での勤務経験者や文化芸術体育分野での大会入賞者等で、正規の教員資格なしに契約職として任用される教師

<sup>20</sup> electronic business

<sup>21</sup> 能動的な作業を通じ一定の技術を学びながら、協調性を身につけ、精神的成長を促す教育

一環として学校の機能を遂行する学校である。しかし、「初・中等教育法施行令第 91 条」で定められている代案教育特性化高等学校は、正規の学校課程として教育を実施する学校であり、教育目的や教育方法等ではその他の代案学校と類似しているが、正規学校として運営されるという点が大きく異なる。

学生選抜は、教育監の承認により学業成績に関係なく選抜し、場合によっては下位成績順に選抜することもある。授業日数は一般学校より 40 日少なく、学校長が定めることになっている。教育課程は「教育人的資源部長官が定めた教育課程上の教科別授業時間数の 50/100 以上」と緩和されており、教科用図書は国定図書、検・認定図書以外に自主開発した図書の使用が許容されている。

#### 4 自律学校

自律<sup>22</sup>学校は学校の類型というより、学校運営の形態を意味している。従ってどのような類型の学校であっても、運営に独自の権限が多く与えられる「自律学校」として指定されれば「自律学校」として運営されることになる。

自律学校制度は教育改革委員会の提案に従い、1996 年に教育人的資源部で独自の裁定権を付与することのできる実験的学校として「脱規制学校」(regulation-free school) 制度の導入を模索することに始まった。これは 1998 年に教育人的資源部の「自律学校示範運営計画」で具体化され、1999 年から特性化高校 7 校、芸術・体育系校 8 校の 15 校を指定し、試験的に運営した後、2002 年に評価を経て 2003 年から拡大された。

現在、一般系高等学校、専門系高等学校、特殊目的高等学校、特性化高等学校などが自律学校として指定・運営されている。

自律学校は学校運営における独自の裁定権と柔軟性の拡大により、社会変化に能動的に対応し、学生の素質・適性・能力に合った教育体制を構築するために導入された。1995 年に教育改革委員会で提案され、1998 年に教育人的資源部で試験運営計画を策定、導入されたもので、2001 年に「初・中等教育法施行令」第 105 条の改訂により法制化された。

この法令に基づき、自律学校は学生選抜、教育課程編成・運営、教育用図書の使用、教員任用、学期制などを学校憲章にしたがって独自に運営することができる。1999 年から 3 年間の試験運営期間を経て、2002 年 32 校、2003 年 65 校、2004 年 83 校、2005 年 99 校が指定・運営されている。内訳は特性化高等学校 29 校、農漁村所在学校 29 校、芸術・体育系学校 18 校、統合型学校 11 校、開かれた教育・水準別教育課程運営学校 33 校、その他 9 校となっている。大部分が特性化高等学校、芸術・体育系学校であり、農漁村所在学校は農漁村の劣悪な教育環境を改善するために独自の裁量を付与して特性化されたものである。

自律学校は指定されれば学生を全国単位で選抜することができ、筆記試験を除いた多様な選抜方法で学生を選抜することができる。教育課程は国民共通基本教育科

---

<sup>22</sup> 韓国語では「他からの拘束を受けず自らの原則により決定、進行すること」を「自律」と表現する。

目 56 単位以外を独自に編成することができ、学年度・進級・授業年限・教科用図書使用も独自に行うことができる。また、校長資格証がない人を学校長に任命することもでき、教師定員の 3 分の 1 の範囲内で産学兼任教師を任命することができる。

## 5 自立型私立高等学校

### (1) 自立型私立高等学校

自立型私立高等学校は学校運営の独自裁定権を大幅に付与されて、運営している一般系私立高等学校をいう。1995 年に教育改革委員会で高校体制の多様化・自律(独自)化のため提案された制度で、2001 年に教育人的資源部で試験運営案を策定、2002 年から試験運営学校を指定し、施行している。現在、海雲台高等学校(釜山広域市)、現代チョンウン高等学校(蔚山広域市)、民族史観高等学校(江原道)、浦項製鉄高等学校(慶尚北道)、光陽製鉄高等学校(全羅南道)、サンサン高等学校(全羅北道)の 6 校が試験学校として指定を受け、自立型私立高等学校として運営されている。

(2010 年 2 月試験運営終了予定。)

自立型私立高等学校は、建学理念がはっきりしている、財政が安定的である、特性化された教育プログラムを運営する、という条件を満たす私立高等学校の中から審査を経て選定される。

学生は全国単位で選抜することができるが、国・英・数を主とした筆記試験は認められておらず、素質・適性及び創意性を反映することのできる入学試験を行うことになっている。校長資格証がない人も校長として任用することができ、教員定員の 3 分の 1 まで産学兼任教師を任用することができる。教育課程は国民共通基本課程以外は独自に調整・運営することができ、授業日数は一般学校の 220 日より少ない 198 日以上で定めることができる。また、登録金も一般系高校の 3 倍以内で独自に決定することができる。ただし、法人(学校法人)が学生の納入金の 20%以上を転入金<sup>23</sup>として負担すること、建学理念と学校発展計画などが明示された学校憲章を制定・公開すること、学校財政運営と学事行政を透明化して公開することが義務付けられている。また低所得層の進学を支援するため、学生の 15%以上に奨学金を支給すること、毎年学校の自己評価を実施し、発表会を行うことなども義務付けられている。

### (2) 自律型私立高等学校

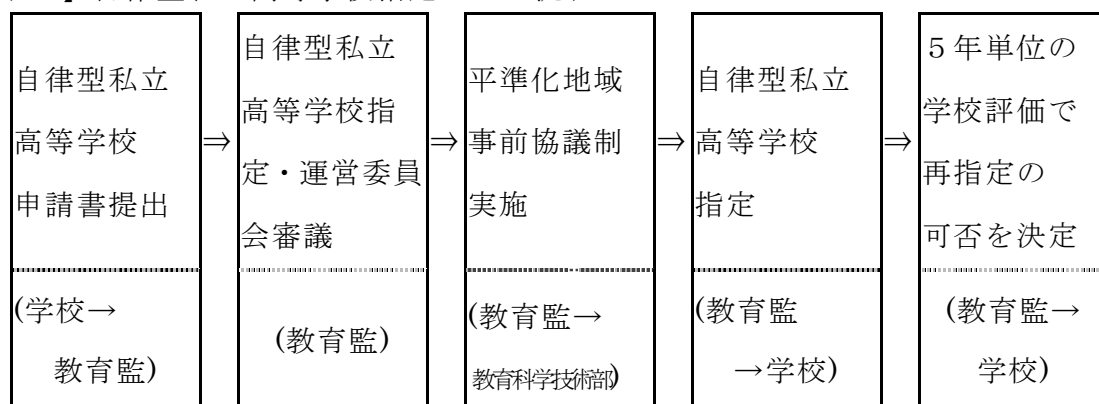
現在、教育科学技術部では自立型私立高等学校の試験運営をもとに、「自律型私立高等学校」制度導入を進めている。自律型私立高等学校は、自立型私立高等学校の試験運営の過程で現れた、学生の選択権の拡大、学生・保護者の満足度増加等の長所をさらに伸ばし、高額な法人転入金の負担、私教育費の誘発等の問題点を解決していこうとする新しい学校モデルである。自立型私立高等学校は試験運営終了後、希望によって自律型私立高等学校に転換することができる。自律型私立高等学校の

---

<sup>23</sup> 学校法人が学校運営のために支援する資金

指定は、市道教育監が一般系私立高等学校を対象に行うが、平準化地域においては教育監が教育科学技術部長官と事前協議しなければならない。

【表 18】自律型私立高等学校指定までの流れ



自律型私立高等学校の特徴をあげると次の通りである。

〔学生選抜〕

国民基礎生活保障受給者<sup>24</sup>、次上位階層<sup>25</sup>など社会的配慮対象者を一定の割合（定員の20%）で選抜することを義務化する計画。

〔財政運営〕

自律型私立高に指定されるための法人転入金最小負担基準は特別市・広域市所在の学校の場合、学生納入金総額の5%以上、道所在の学校の場合3%以上で、具体的な基準は市・道教育規則で定める。

学生納入金は市・道教育庁で独自に決定できるようにし、財政欠陥補助金<sup>26</sup>は支給されない。

〔教育課程〕

学校独自の裁量を拡大するため、国民共通基本教育課程の最小履修単位は教育科学技術部長官が決定・告示し、選択中心教育課程は学校独自で編成・運営するようにする。

〔学校評価〕

教育監所属下の「自律型私立高等学校指定・運営委員会」において5年単位で評価を実施。評価結果は公開するようにし、評価結果にしたがって再指定の可否を決定する。

<sup>24</sup> 日本でいう生活保護被保護者に相当

<sup>25</sup> 所得が最低生計費の1~1.2倍である「潜在貧困層」と、所得は最低生計費以下だが固定資産があり基礎生活保障対象者から除外された「非受給貧困層」のこと

<sup>26</sup> 私学財団の教職員人件費と学校運営基本経費を含んだ基準財政需要額から授業料と入学金など基準財政収入額を控除した不足分に対する教育庁の支援金



【表 19】一般系私立高等学校・自立型私立高等学校・自律型私立高等学校比較

区分		一般系私立高等学校	自立型私立高等学校	自律型私立高等学校
現況		655 校	6 校	なし
法的根拠		初中等教育法第 4 条	なし（試験運営）	初中等教育法施行令第 106 条(新設予定)
指定権者		教育監	教科部長官	教育監（平準化地域は教科部長官と事前協議実施）
運営主体		私学法人	私学法人	私学法人
学生選抜	募集単位	平準化地域：学群別募集 非平準化地域：学校別選抜	全国、または地域別募集	広域市・道別募集
	方法	平準化地域：学群別割り当て 非平準化地域：学校別選抜	学校別選抜（筆記試験禁止）	平準化地域：市道教育監決定 非平準化地域：学校独自（筆記試験禁止）
	社会的配慮対象者	該当事項なし	該当事項なし	定員の 20%義務選抜
教育課程		初中等教育法遵守	国民共通教育課程義務履修 選択中心教育課程独自編成	国民共通教育課程一部独自 選択中心教育課程独自編成
授業日数		220 日	10%範囲内で縮減可能	10%範囲内で縮減可能
財政管理	財政結合補助	支給	なし	なし
	納入金	市道教育監が決定	当該地域一般系校の 3 倍以内	市道教育監が決定
	法人転入金	収益用基本財産発生収益の 80%以上	学生納入金総額の 25%	特別市・広域市所在の高校：納入金の 5%以上 道所在の高校：納入金の 3%以上

出典：教育科学技術部報道資料（2008.12.29）

自律型私立高等学校制度導入により期待されている効果は、  
○学生の学校選択権が大幅に拡大され、学校間の健全な競争が促進される。

－学生に学校を選択できる機会を与えることで、学校が学生から選択されるために特色ある教育課程開発、運営、教授・学習方法の革新、教員能力開発などを行い、より良い教育を目指した学校間の健全な競争が促進される。

○教育課程の多様化と特性化により学生個々人の個性と潜在能力を育てることができる。

－教育課程の独自性が拡大されることで、学校毎に多様な教育課程編成・運営及びプログラムを提供することができる。

○一般系高等学校に対する財政投資が拡大され、公教育の質が全般的に向上すると考えられる。

－現在、私立学校1校あたり年間支給される財政結合補助金は平均24.4億ウォンであり、100校が自律型私立高等学校として指定された場合、年間約2,440億ウォンの財政が節約されると見込まれる。

－節約された財源は一般系高等学校に2億ウォンずつ、1,000校以上の学校に教育プログラム開発費などとして支援され<sup>27</sup>、公教育の全般的な質を高めることができる。などである。

制度導入に向けて教育科学技術部では2008年12月30日に「自律型私立高等学校指定・運営に関する規則」制定案の立法予告を行ったが、今後の推進予定は、立法予告に対する意見を集約してその結果を反映し、「初・中等教育法施行令」の一部改訂例案及び「自律型私立高等学校指定・運営に関する規則」制定案を確定し、2009年2月までに市道教育庁毎に自律型私立高等学校指定・運営に関する市道教育規則を制定する。そして、2009年3月～5月には市道教育庁が自律型私立高等学校指定申請を受け付け、審議・指定する予定であり、2009年下半年に学生を選抜して、2010年3月から自律型私立高等学校が運営される予定である。

## 6 開放型自律学校

開放型自律学校は、教育を革新しようとする意思を持つ運営主体に学校運営権を委託して、大幅な独自裁定権と同時に責務を付与し、教育課程運営と教授・学習方法などを革新的に運営することができるよう認可した学校をいう。いわゆる「公募型研究開発校」であるアメリカの特別認可学校（Charter school）、イギリスのアカデミー（Academy）などをモデルに研究・検討過程を経て、韓国型の革新学校として2006年に導入された。

開放型自律学校は学校設立と運営を分離して、外部機関に学校運営権を委託する。国・公立学校を開放型自律学校として転換する場合には、協約によって大学、民間団体（経済、宗教、文化、芸術、教育関連）、公募校長などに学校運営権を委託し、委託を受けた民間団体等は学校運営のための非営利法人を設立した後、学校運営に関わることになる。私立学校を開放型自律学校に転換する場合には、既存の学校法人が運営主体になり、認可権者は学校法人と学校運営計画に対する協約を締結した

---

<sup>27</sup> 私立学校100校が自律型私立高へ指定された場合、節約される財源2440億ウォン→一般高の教育プログラム開発などに年間2億×1220校支援可能

後、学校長は公募を通じて任用する。

開放型自律学校は学事運営、教員人事、学校予算など学校運営全般に対して多くの独自裁定権を持つ。国民共通基本教育課程以外は教育課程を独自に編成することができ、教科書も独自に選択・使用することができる。また、学生の水準・適性に合わせて無学年制を実施することができ、授業日数も10%の範囲内で縮減することができる。教員任用については公募・招聘任用を原則とし、校長資格証がない人を学校長として任用することもできる。

学校予算の編成・運営における裁量も大きい。総額で支給される予算を独自に編成・執行することができ、学校の特性に合わせて融通性のある教職員人事ができるよう、学級規模による平均教職員人件費を総額で支給し、予算の範囲内で学校が独自運営することができるようになっている。学生は平準化地域の場合、学群内で先志願後割り当て制により募集し、非平準化地域の場合は、募集地域を広域自治団体内に設定し、内申、適性検査、面接、学校長推薦など多様な方法により募集・選抜することができる。

開放型自律学校は運営における裁量が大きいため、学習達成度、学生・保護者の満足度などに対する厳しい評価に対して責任を持たなければならない。そのため、自立型私立高等学校と同様に、協約事項を学校のホームページに掲載して学校構成員に対して公開し、教育活動に対する自己評価を毎年実施しなければならない。併せて、学習達成度、成績不振学生に対する特別教育など教育的責務を中心に年次及び総合（4年）評価を受けねばならない。評価の結果、優秀な学校はインセンティブが付与されるが、逆に不振な学校は運営主体の交代、または既存学校への再転換など厳正な制裁措置を受けることになる。

## 第2節 今後の改正案について

教育科学技術部が予定している今後の主な改正案は次のとおりである。

- ・自律型私立高等学校制度導入とともに特殊目的高等学校をはじめとする高等学校入試に関連した法令を整備する。
- ・教育監は毎年3月31日までに、次の学年度の管轄地域高等学校選抜手続き・方法などに関し基本計画を樹立し公告するようになる。
- ・現在、教育監告示で規定されている外国語高等学校、科学高等学校、国際高等学校の広域単位での学生募集を法制化する。  
－学生は外国語高等学校、科学高等学校、国際高等学校、自律型私立高等学校のうち広域自治団体内で1校だけを選択して志願することができる。
- ・高校入学選抜試験の水準と範囲は中学校教育課程の水準と範囲を超えないよう、初・中等教育法施行令で規定する。
- ・特殊目的高等学校入試選抜において私教育への依存を最小化するため市・道教育庁と持続的に協議・改善をし、現在法令上整備されていない特殊目的高の指定・運営基準などに対する教育科学技術部令を制定する。

## 第4章 大学入試制度

### 第1節 大学入試制度の変遷

韓国の大学入試制度は時代とともに変遷してきた。近年では、高校多様化などの政策が大学入試にも大きく影響を与えている。

大学入試政策の論議の中心となっているのは、大学入試に関してどこまで大学に裁量を与えるかという点である。李明博政権は2008年に入試業務から手を引き、これを大学の協議体である韓国大学教育協議会<sup>28</sup>に委譲した。

【表20】大学入試の変遷主要内容

学年度(存続期間)	改正意図	内容
1945～53(9年)		大学別入学試験
1954	学事不条理防止	大学入学連合考査 + 大学独自の大学別本考査
1955～61(7年)	失敗した連合考査の是正 大学の独自性	大学独自の大学別本考査 + 内申(勸奨)
1962	学事不条理防止 教育の効率性	大学入学資格国家考査
1963	学事不条理防止 教育の効率性 大学の独自性	大学入学資格国家考査(大学入学 定員の100%のみ合格) + 大学別本考査
1964～68(5年)	失敗した国家考査の是正 大学の独自性	大学別考査
1969～72(4年)	教育の効率性 学事不条理解消	大学入学予備考査(資格試験) + 大学別本考査
1973～80(8年)	資格試験の副作用是正 教育の効率性	大学入学予備考査(合格線) + 本考査 + 内申
1981	過度の私教育解消 教育の効率性	大学入学予備考査(先試験) + 内申
1982～85(4年)	予備考査改善 (選抜の妥当性改善) 無意味な合格線を廃止	大学入学学力考査 + 内申
1986～87(2年)	内申の問題点補完 教育の効率性	大学入学学力考査 + 内申 + 論述
1988～93(6年)	先試験の副作用是正 論述の問題点改善	大学入学学力考査(先志願) + 内申 + 面接
1994～96	学力考査改善 大学の独自性	大学修学能力試験 + 内申 + 本考査

<sup>28</sup> 1982年に創立された全国4年制大学総長の集まり。韓国大学教育協議会法による法定団体である。

1997～01	大学の学生選抜における独自性 拡大	大学修学能力試験＋学校生活記録簿＋論述
02	大学の学生選抜における独自性 拡大	大学修学能力試験＋学校生活記録簿＋論述＋推薦書＋面接など

## 第2節 大学入試制度改革

### 1 大学入試完全自律化

現在の大学入試は、韓国教育課程評価院が行う「大学修学能力試験」（日本のセンター試験に相当）の評価を主選考基準とし、それに加えて大学ごとに学校生活記録簿（内申書）や論述試験、面接等の評価を合否判断の基準としており、大学独自の本試験は行われていない。

2009年2月、教育科学技術部は2012年度から行う予定であった大学入試の完全自律化を、社会的な合意を得てから2012年（2013学年度入試）以降に慎重に推進すると発表した。完全自律化は、本試験（大学独自の試験）・高校等級制・寄与入学制（大学に寄付や貢献した人物の直系親族の入学を認める制度）の廃止を含む。

本試験・高校等級制・寄与入学制の廃止は「3不政策」と呼ばれている。大学入試を完全に大学独自の試験とすれば、初・中等教育もそれに照準を合わせた教育をすることになり、私教育への依存も更に進み、最終的には高校平準化などの格差をなくそうとする制度も無意味化するか瓦解するであろうと予測される。そのようなことを防ぐため政府が推進しようとしている政策であるが、すでに一部では本試験と高校等級制は実施されているも同然だとの見方もある。

例えば、最近の大学入試でいくつかの名門大学が、特定高校に補正点数を与えて学生選抜を行ったのではないかと問題になっている。高校の内申成績を基準として選抜されるはずの選考で、一般高校の内申成績の良い学生が落ち、外国語高校や科学高校などの特殊目的高等学校の学生が大量に合格したのは、大学側が特定の高校に加点したのではないかとされており、これは高校を序列化し区別する高校等級制を適用したものだと見られている。

このような中、学生が大学進学のために特殊目的高等学校への進学を希望するという現象も起きている。

このような動きに対して李明博大統領は「大学の独自性は最大限尊重しなければならないが、その独自性は公教育を正常化する方向で形成されなければならない」と述べている。

韓国大学教育協議会は3不政策の骨格は維持する必要があるが部分的な改善や補完策が必要であると主張している。

### 2 今後の大学入試制度計画

韓国大学教育協議会は2008年11月に2010学年度大学入学選考計画主要事項を発表した。2010学年度大学入学選考は従前と比較して特別に大きな変化はないが、

主な特徴は次のとおりである。

①選考方法の多様化

内申 100%選考、内申+論述、内申+修学能力試験、内申+面接、修学能力試験 100%選考、論述 100%選考など内申・修学能力試験・論述など主要選考方法を多様に組み合わせて活用する。

②随時1学期募集の廃止

高3の1学期に実施されていた随時1学期募集を廃止することで高校の教育課程への負担をなくす。

③内申成績を主要選考要素として活用する随時募集人数が増加

2010学年度は総募集人員の57.9%（219,024人）を選抜する。

※2009学年度 56.7%、2008学年度 53.1%

④入学査定官を活用した特別選考の拡大

入学査定官を活用する49大学で4,376人を募集する予定。

※2009学年度：16大学

⑤低所得層の大学進学機会の拡大

低所得層の高等教育機会拡大のために2009学年度に初めて導入された「生活保護対象者及び次上位階層」特別選考を実施する大学が2010学年度には120校に増加する。

※生活保護対象者及び次上位階層特別選考募集人員：3,980人

※2009学年度：80校が2,714人募集

⑥分割募集増加で大学選択の幅を拡大

定時募集から分割募集を実施する大学が153校に増加するのに伴い、受験生の大学選択の幅が拡大する。

### 3 入学査定官制

現在、新しい入試制度として特に注目されているのが「入学査定官制」である。入学査定官制とは、大学が入学業務のみを担当する専門家である「入学査定官」を採用し学生を選抜する制度であり、入学査定官は学生簿などの成績のみだけでなく、個人の環境、特技、対人関係、論理能力など潜在力を総合的に評価して合否を決定する。

これは日本で「AO入試」と呼ばれている制度とほぼ同じである。日本では1990年に慶應義塾大学の総合政策学部と環境情報学部で初めて実施され、1999年度には13の私立大学が導入、2001年度には207大学と急増している。その後もAO入試を実施する大学は年々増加しており、2008年現在約600校で実施されており、国公立大学でも3割以上の大学で導入されている。

韓国では2007年に初めて導入された制度だが、教育科学技術部は財政的な支援を始め、積極的にこの制度を推進している。大学入試完全自律化による成績中心の学生選抜、高校序列化などの副作用を防ぐためには、この制度が先行しなければなら

ないとの考えであり、2009年度は入学査定官制を導入する約40の大学に予算236億ウォンを支援する方針である。

現政権が重点推進する制度であるため、各大学がこの制度を競って導入しているが、問題視する声も多い。

まず、財政支援の金額が入学査定官制による選抜人数を基準に決定されるため、支援を得ようと選抜人数を増やす学校があるという点だ。また、選抜人数に対して査定官の人数が少なすぎるなど、制度の未整備を憂慮する声もある。

入学査定官制以外にも新しい入試制度をとる大学が出てきている。美術分野の名門とされている大学では、2013学年度から実技試験を完全廃止し、面接により美的感覚と創造力を判断して合否を決定するという改革的な選抜を行うと発表した。

現在、韓国の大学入試制度は過渡期・変革期にあり、大学修学能力試験制度も含めてこれから大きく変わっていくことが予想される。

## 資料編

### 初・中等教育法施行令<関連部分のみ抜粋>

(高等学校入学選考の実施権者)

第 77 条 高等学校の入学選考は当該学校の長が実施する。この場合入学選考方法など入学選考に関して必要な事項は教育監の承認を得て当該学校の長が定める。

2 第 1 項の規定に関わらず、教育科学技術部令が定める地域の中に所在する高等学校の入学選考は当該教育監が実施する。

(選抜時期の区分)

第 80 条 高等学校新入生の選抜は前期と後期に分けて行うが、前期に選抜する高等学校(以下「前期学校」という)は次の各号の学校をいい、後期に選抜する高等学校(以下「後期学校」という)は前期に該当しないすべての高等学校とする。

(1) 専門系高等学校(農業・工業・商業・林業、情報・通信、水産・海運、家事・実業)などの専門教育を主に行う高等学校をいう。以下同じ。)

(2) 芸術・体育系高等学校(芸術・体育などの専門教育を主に行う高等学校をいう。以下同じ。)

(3) 第 90 条の規定による特殊目的高等学校

(4) 第 91 条の規定による特性化高等学校

(入学選考方法)

第 82 条 前期学校の入学選考はその実施権者が別に定める方法によるか第 2 項の規定による入学選考方法に実技考査、適性検査、実験・実習および面接などを反映する方法で実施できる。

2 後期学校の入学選考は中学校の学校生活記録簿(学校生活記録簿がない場合にはこれに代えて活用する資料をいう)の記録または選抜試験によるかこれを併合した方法による。

(後期学校の新入生選抜および配分方法)

第 84 条 後期学校の新入生は昼間部・夜間部の順で選抜する。

2 第 77 条第 2 項の規定により教育科学技術部令が定める地域の後期学校昼間部新入生は高等学校群別で抽選により教育監が各高等学校に割り当てて配分できるが、第 81 条第 5 項の規定により 2 つ以上の学校を選択して志願した場合にはその入学志願者の中から抽選により当該学校定員の全部または一部を割り当てて配分できる。

(学校運営の特例)

第 105 条 法第 61 条の規定による学校(以下「自律学校」という)は国・公・私立の小学校・中学校および高等学校を対象に教育監が指定する。



- 2 自律学校を運営しようと思う学校の長は教育監の指定を受けなければならない。
- 3 教育監は次の各号の学校を自律学校に指定・運営できる。
  - (1) 法第 28 条の規定による学習不振児童などに対する教育を実施する学校
  - (2) 個別学生の適性・能力を考慮した開かれた教育または水準別教育課程を運営する学校
  - (3) 特性化中学校
  - (4) 特性化高等学校
  - (5) その他に教育監が特に必要だと認める学校
 ただし、第 77 条第 2 項の規定により、教育監が高等学校の入学選考を実施する地域の後期高等学校を自律学校に指定しようとする場合には、あらかじめ教育科学技術部長官と協議しなければならない。
- 4 自律学校の長は第 16 条・第 24 条・第 68 条・第 81 条および第 82 条の規定に関わらず、学生の志願により、筆記試験以外の方法で学生を選抜できる。
- 5 第 34 条第 6 項の規定は自律学校の産学兼任教師などに関してこれを準用する。この場合「第 76 条の規定による特性化中学校」は「自律学校」と読み替える。
- 6 削除
- 7 自律学校は 5 年以内で指定・運営するが、教育監が定めるところにより延長運営できる。
- 8 教育科学技術部長官または教育監は自律学校の運営に必要な支援をしなければならない。

#### 教育監が高等学校の入学選抜を実施する地域に関する規則

〔施行 2007.2.9〕〔教育科学技術部令第 900 号，2007.2.9 一部改正〕

(目的)

第 1 条 この規則は「初・中等教育法施行令」第 77 条第 2 項の規定により教育監が高等学校の入学選抜を実施する地域を定めることを目的とする。<改訂 1999.2.13, 2005.1.19>

(教育監が高等学校の入学選抜を実施する地域)

第 2 条 「初・中等教育法施行令」第 77 条第 2 項の規定により教育監が高等学校の入学選抜を実施する地域は次の各号のとおりである。<改訂 1999.2.13, 2005.2.15, 2004.2.10, 2005.1.19, 2007.2.9>

- (1) ソウル特別市
- (2) 釜山広域市
- (3) 大邱広域市
- (4) 仁川広域市
- (5) 光州広域市
- (6) 大田広域市

- (7) 蔚山広域市
- (8) 京畿道水原市・城南市・安養市・富川市・高陽市・軍浦市・果川市及び儀旺市
- (9) 忠清北道清州市
- (10) 全羅北道全州市・益山市及び群山市
- (11) 全羅南道木浦市・麗水市及び順天市
- (11の2) 慶尚北道浦項市
- (12) 慶尚南道昌原市・馬山市・晋州市及び金海市
- (13) 済州特別自治道（従前の済州市一円に限る）

付則<第 900 号, 2007.2.9>

この規則は公布日から施行する。

### 韓国大学教育協議会法

(目的)

第1条 この法は韓国大学教育協議会を設立・育成し、大学運営の自主性を高めて公共性を高揚して大学の相互協調を通し大学教育の健全な発展を図ることを目的にする。

(設立)

第2条 大学(師範大学及び教育大学を含むが大学の単科大学は除外する。以下同じ)の長は第1条の目的を達成するために韓国大学教育協議会(以下「協議会」という)を設立する。

2 協議会は法人とする。

3 協議会が設立された時には大学の長は当然にその会員になる。

(機能)

第3条 協議会は次の機能を持つ。

(1) 大学の教育制度とその運営に関する研究開発

(2) 大学の学生選抜制度に関する研究開発

(3) 大学の財政支援策及びその造成方案

(4) 大学の教育課程及び教授方法の研究開発と普及

(5) 大学の評価

(6) 大学教・職員の研修

(7) 教育科学技術部長官が委託する事業の遂行

(8) その他大学相互間の協同に関する業務の施行

2 協議会は大学教育の重要事項に関し、教育科学技術部長官の諮問に応じたり教育科学技術部長官に建議できる。

(定款)

第4条 協議会の定款には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 主な事務所の所在地
- (4) 役員および職員に関する事項
- (5) 総会と理事会に関する事項
- (6) 事業に関する事項
- (7) 組織に関する事項
- (8) 資産および会計に関する事項
- (9) 会費に関する事項
- (10) 協議会の決定事項に対する会員の異議申請とその裁定に関する事項
- (11) 定款の変更に関する事項

(総会)

第5条 協議会に総会をおく。総会は会員で構成する。

- 2 総会は協議会の最高議決機関とする。

(役員)

第6条 協議会に役員として会長1人、副会長3人、理事10人以上20人以内、監査2人をおく。

- 2 役員は総会で選出するが教育科学技術部長官の承認を受けなければならない。ただし会長、副会長を除外した役員がその任期中欠員ができた時には理事会で補欠選挙する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 会長は協議会を代表して協議会の業務を総括し、副会長は会長を補佐して会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 監査は協議会の会計および会計に関連した業務を監査する。

(理事会)

第7条 協議会に理事会をおく。理事会は会長、副会長と理事で構成する。

- 2 理事会はこの法およびこの法による命令と定款が定めるところにより協議会の重要事項を審議・議決する。
- 3 監査は理事会に参加して発言できる。

(事務総長)

第8条 総会および理事会で委任した事項と会務を執行するために協議会に事務総長をおく。

- 2 事務総長は理事会で選出するが教育科学技術部長官の承認を得て会長が任命する。
- 3 事務総長は理事を兼任する。

(経費補助など)

第9条 国家は予算の範囲内で協議会の運営に必要な経費を補助できる。

- 2 個人・法人または団体は協議会の施設および運営を支援するために金銭その他財産を寄付できる。
- 3 第2項の規定により協議会に寄付した金銭その他財産に対しては、租税減免規制法が定めるところにより所得計算の特例を適用できる。

(国・共有財産の貸付)

第10条 国家または地方自治体は協議会の育成のために必要な時には、国有財産または共有財産を国有財産法または地方財政法の規定に関わらず無償で貸付または使用するようにできる。

- 2 第1項の規定による貸付または使用の内容・条件および手続きに関して必要な事項は大統領令に定める。

(教職員の派遣勤務)

第11条 協議会は第1条の目的を達成するために特に必要な時には教育機関に対し教職員の派遣を要請できる。

(資料提供)

第12条 協議会は国家・公共機関・研究機関などで発刊された刊行物や資料の中から協議会運営と関連がある刊行物または資料の提供を要請できる。

- 2 協議会は第1項の規定により刊行物や資料を提供した者の要求がある時にはそれに相当する代価を支給しなければならない。
- 3 第1項の規定により協議会に提供される刊行物や資料は研究目的外の目的で使用できない。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は政府の会計年度による。

(事業計画書など)

第14条 協議会は毎会計年度の事業計画書と予算書を作成し、会計年度開始20日前に教育科学技術部長官に提出しなければならない。

(決算報告)

第15条 協議会は毎会計年度の歳入・歳出決算書に当該年度の事業執行実績を添付し、

次の会計年度開始後 2 ヶ月以内に教育科学技術部長官に提出しなければならない。  
(決定事項の遵守義務)

第 16 条 会員は協議会の総会や理事会で決定された事項を遵守しなければならない。

(業務委託)

第 17 条 教育科学技術部長官は大統領令が定めるところにより大学の行政および学  
事運営に関する所管業務の一部を協議会に委託して処理するよう  
にできる。

2 第 1 項の規定により業務を委託する時にはその業務を遂行するのに必要な経費を  
交付しなければならない。

(大学評価)

第 18 条 協議会は大学教育と大学行政の発展のためにそれに必要な資料を確保して  
周期的に大学の学事および運営全般に関する評価を実施しなければならない。

2 第 1 項の規定による評価の結果は遅滞なしに教育科学技術部長官に提出しなけれ  
ばならない。

(類似名称の使用禁止)

第 19 条 この法による協議会以外は韓国大学教育協議会またはこれと類似の名称を  
使用できない。

(民法の準用)

第 20 条 協議会に関してこの法に規定したこと以外は民法の中の社団法人に関する  
規定を準用する。

(過怠金)

第 21 条 第 19 条の規定に違反した者は 100 万ウォン以下の過怠金に処する。

(施行令)

第 22 条 この法施行に関して必要な事項は大統領令に定める。

付則 省略

参考文献・ホームページ等

『転換期の韓国教育政策』ハクジ社

CLAIR REPORT No.254 『韓国の教育自治』

自治体国際化フォーラム 2003年1月号 『韓国の教育熱が招いた住宅投機』

蔚山第一日報 <http://www.ujeil.com/>

中央日報 <http://japanese.joins.com/>

教育科学技術部 <http://www.mest.go.kr/>

ソウル市教育庁 <http://www.sen.go.kr/>

教育統計サービス <http://std.kedi.re.kr/index.jsp>

韓国教育開発院 <http://www.kedi.re.kr/>

韓国教育課程評価院 <http://www.kice.re.kr/index.do>

韓国大学教育協議会 <http://www.kcue.or.kr/>

Lawnb <http://www.lawnb.com/>

OECD 東京センター <http://www.oecdtokyo.org/theme/edu/2008/20080909eag.html>

文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/002/index01.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/index01.htm)

執筆者 ソウル事務所 所長補佐 田中 涼子